

奨学金申請の手続きの流れ

奨学金制度について詳しく知りたい方は、まずは当法人へご連絡下さい。

面談して詳しく制度の説明し、書類をお渡しします。

申請の手続きのために必要な書類

奨学生希望願書、履歴書、入学及び在学証明書

奨学金貸与は契約書を取り交わします

- (1) 申請書類提出後、当法人にて手続きをします。
- (2) 承認の有無は申請者にご連絡いたします。

★ 毎月の奨学金の受け取り方法

承認された方は、奨学金貸与契約書の内容によって奨学金が貸与されます。受け取りはすべて銀行振込をいたします。

★月額 5万円～15万円

〈連絡先〉

〒694-0064 島根県大田市大田町大田イ 860 番地 3
医療法人恵和会 総務課

C A L L : 0854-82-1035 FAX : 0854-82-0357

E-mail : soumu01@mx.miracle.ne.jp

http:// : keiwakai-ohda.jp

医療法人恵和会看護職員奨学金貸与規程

(名称)

第1条 この規程の名称は「医療法人恵和会看護職員奨学金貸与規程（以下「奨学金」という）」とし、奨学金の貸与を受けるものを奨学生とする。

(目的)

第2条 この奨学金は「医療法人恵和会（以下「当法人」という）」が採用困難な医療技術者を育成するため、経済的理由等により就学に困難のある看護学生に対し、その就学費用の一部を援助することにより将来の人材確保することを目的とする。

(奨学生の資格)

第3条 本規定の主旨を認め、(准看)看護学校の入学試験に合格し、資格取得後、当法人に勤務する意志のあるもので当法人に在職中の職員、又は看護学校に在学中、又は入学が決定した者を対象とする。

(申請の手続き)

第4条 この規程により奨学金を希望するものは、次の関係文書を一括して当法人総務課に提出するものとする。

- ① 奨学生希望願書（様式1号）
- ② 本人履歴書（写真添付及び住民票）
- ③ 入学及び在学証明書（特に指定なし）※高校生の場合は卒業見込み証明書を併せて提出
- ④ その他法人が必要と認めたもの

(選考)

第5条 本規程の審査と選考手続きは以下の通りとする。

- ① 奨学金の支給は、面接等により当法人運営会議にて奨学金規程要件にそって審査し、承認又は不承認を決定する。
- ② 審査結果の通知はすみやかに本人に通知する。

(種別及び貸与額)

第6条 奨学貸付金の期間、限度額は別表1、別表1付表により定める。ただし期間途中で留学、退学（転学部、転学科、除籍を含む）等の事案が発生した場合は期間を変更することがある。

- 2 在職者が休職して利用する場合も同様とする。ただし別表2にて本条（後掲）を補足する。

(連帯保証人)

第7条 奨学貸付金を受けようとする者は、連帯保証人2名を立てなければならない。

- 2 連帯保証人のうち1名は、奨学金の貸付を受けようとする者が未成年者の場合には親権者又は後見人、成年者である場合には父母兄弟又はこれに代わる者とする。
- 3 連帯保証人は、貸付を受けた者と連帯してその債務を負担する者でなければならない。

(契約書の提出)

第8条 奨学貸付金貸与決定になった者は、当法人と本人の間で奨学金貸付契約書(様式2号)を作成し、あわせて次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 本人の印鑑証明書
- (2) 連帯保証人2名の印鑑証明書
- (3) 連帯保証人2名の戸籍抄本
- (4) 収入印紙(200円)2枚
- (5) 奨学生本人名義の振込口座届出(山陰合同銀行本支店に限る)(様式3号)

(支給方法)

第9条 奨学貸付金の貸与日は毎月月末とし、当日が土曜、休日にあたる場合は、その前日とする。支給方法は山陰合同銀行本支店の本人名義の銀行口座への振り込みとする。

(奨学生の資格喪失)

第10条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学生の資格を失い、以降の奨学貸付金の貸与を打ち切るものとする。

- ①進級できずに留年したとき
 - ②休学、退学したとき
 - ③心身の故障のため就学の見込み・卒業の見込みがないと認められるとき
 - ④死亡または行方不明となったとき
 - ⑤奨学生希望願書に記入すべき事項を記入せず、虚偽の記入をしたことにより奨学生になったことが判明した場合。
 - ⑥本人から辞退の申し出があった場合
 - ⑦その他当法人より貸付金貸与の見込みがなくなったと認められるとき
- 上記①～⑦に該当することにより奨学生の資格を失う場合には様式4号を提出しなければならない。

(奨学貸付金の返還義務)

第11条 奨学生が本規程の主旨に反し、当法人に就職することができなかった場合は、貸与した奨学金をすみやかに一括返済しなければならない。

- ①第10条の規定により奨学貸付金等の給付を打ち切られたとき

- ②学校を卒業した日の属する年度の末日から起算して2年以内に看護師の国家試験に合格しなかったとき
- ③当法人以外に就職又は就職が内定したとき
- ④看護師として当法人に就職したが在職期間1年未満で退職したとき

(奨学貸付金の返済方法)

第12条 返済の方法は次のとおりとする。

奨学貸付金については資格取得後、当法人での勤務期間が満1年経過時に別表1の奨学金貸与額表の減免期間に応じて貸付利息年2.5%を加算し、夏季、冬季賞与として支給し奨学貸付金返済に充当する。この場合において源泉所得税、社会保険料等は奨学生が負担する。

(返済の特例)

第13条 以下の場合には返済を免除、あるいは猶予する。

- 1 学校を卒業後、2年以内に看護師免許を取得し、ただちに当法人に就職した場合の期間は、看護師免許を取得後より減免対象期間とする。

注：休職・育児休業等により就業の中断がある場合は、その期間を含めない。

- 2 卒業後、2年を超過して看護師資格が取得出来なかった場合は、1年間を限度に奨学貸付金の返済を猶予することが出来る。ただし本人に引き続き資格取得の意志があり、なおかつ当法人への就職の意志がある場合のみとする。これらの意志がない場合、又本人の意志と関係なく不可能と認められる場合は1ヶ月以内に全額を一括返済するものとする。奨学貸付金を受けている在職者についても同様の取り扱いとする。

(本規定利用者の義務)

第14条 奨学貸付金を利用する者は、次の各号に該当するときには当法人総務課に報告しなければならない。

- ① 住所変更したとき
- ② 就学に耐えない程度の心身の故障が生じたとき
- ③ 休学する事情が生じたとき
- ④ 卒業したとき
- ⑤ 連帯保証人に異動が生じたとき

(処遇)

第15条 奨学生期間中の処遇については次のとおりとする。

- 1 奨学貸付金受給期間中については正規職員への採用はしない。ただし看護実習、看護学科のない日等就学に差し支えない範囲内で当法人へ勤務することが出来る。
- 2 上記1の場合において勤務を希望する者は事務部（局）長に申し出て、これを理事長が認めた者は、パート(アルバイト)就労の処遇で勤務する。
- 3 在職者の処遇については別表2にて本条（後掲）を補足する

(特例事項の取り扱い)

第16条 本規定にない事案が発生した場合には、当事者間の協議を行った上で当法人がその扱いを判断する。

(規定の改廃)

第17条 この規定の改定又は廃止は、当法人運営会議の決議により理事長がこれを定める。

(附則)

この規程は、平成21年8月18日より施行する。

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日開催法人運営会議にて了承後、改定施行する。

この規定は、令和 3 年 2 月 17 日開催法人運営会議にて了承後、改定施行する。

この規定は、令和 4 年 7 月 20 日開催法人運営会議にて了承後、改定施行する。

【別表1】奨学金貸与額表

1. 奨学貸付金貸与期間及び限度額

(1) 期間及び限度額を以下のとおり定める。

①看護大学（学部）の看護師資格の取得を目的とする課程

a. 4年課程 貸与期間(48か月以内)

イ. 貸付額 月額150,000円（年額1,800,000円）、総額7,200,000円、減免期間 12年

ロ. 貸付額 月額100,000円（年額1,200,000円）、総額4,800,000円、減免期間 8年

ハ. 貸付額 月額 50,000円（年額 600,000円）、総額2,400,000円、減免期間 4年

②看護短期大学等の看護師資格の取得を目的とする課程

a. 3年課程 貸与期間(36か月以内)

イ. 貸付額 月額150,000円（年額1,800,000円）、総額5,400,000円、減免期間 9年

ロ. 貸付額 月額100,000円（年額1,200,000円）、総額3,600,000円、減免期間 6年

ハ. 貸付額 月額 50,000円（年額 600,000円）、総額1,800,000円、減免期間 3年

b. 2年課程 貸与期間(24か月以内)

イ. 貸付額 月額150,000円（年額1,800,000円）、総額3,600,000円、減免期間 6年

ロ. 貸付額 月額100,000円（年額1,200,000円）、総額2,400,000円、減免期間 4年

ハ. 貸付額 月額50,000円（年額 600,000円）、総額1,200,000円、減免期間 2年

③准看看護学校等の准看護師資格の取得を目的とする課程

a. 2年課程 貸与期間(24か月以内)

イ. 貸付額 月額100,000円（年額1,200,000円）、総額2,400,000円、減免期間 10年

ロ. 貸付額 月額 50,000円（年額 600,000円）、総額1,200,000円、減免期間 5年

④介護福祉士養成学校等の介護福祉士資格の取得を目的とする課程

a. 2年課程 月額 30,000円（年額 360,000円）、総額 720,000円、減免期間 5年

2. 奨学貸付金返済免除期間の特例

(1) 貸付金期間に1年未満の端数が生じる場合は貸付月数を貸付総額期間(月数)で除し、減免期間を乗じたものを減免期間とする。

(※減免月数に1か月未満の端数が生じる期間については切り捨てして計算する。)

(2) 奨学貸付金の返済期間中にやむを得ない事由が生じた場合は申し出の後、法人運営会議の承認を得たのちに返済期間を変更することがある。

【別表1付表】奨学金貸与額早見表

資格	年数	記号	号俸	貸付額 (月額)	貸付額 (年額)	貸付額 (総額)	貸付返済 減免期間
看護師	4年課程	①-a	イ	15万	180万	720万	12年
			ロ	10万	120万	480万	8年
			ハ	5万	60万	240万	4年
看護師	3年課程	②-a	イ	15万	180万	540万	9年
			ロ	10万	120万	360万	6年
			ハ	5万	60万	180万	3年
看護師	2年課程	②-b	イ	15万	180万	360万	6年
			ロ	10万	120万	240万	4年
			ハ	5万	60万	120万	2年
准看護師	2年課程	③-a	イ	10万	120万	240万	10年
			ロ	5万	60万	120万	5年
介護福祉士	2年課程	④-a	イ	3万	36万	72万	5年

【別表2】在職者が奨学金を希望する場合の取り扱い

規定第6条2及び第15条3に定める在職者の取り扱いについては、この別表で定めを補足する。尚、すでに奨学生として奨学金貸与の適用を受けている者に対しては、その適用を継続する。

1 身分

- ①休職して進学することが認められた者の身分については、当法人職員とし給与の支給はしないものとする。休職期間は勤続年数に加算しない。休職中の所属は労務管理上、法人事務扱いとする。福利厚生は他の休職者と同様とする。休職中にかかる社会保険料等は奨学生本人が負担する。また、本人よりいったん退職の申し出があった場合には奨学貸付対象者（奨学生）の身分とする。
- ②休職せず看護実習、看護学科のない日等、就労に差支えない範囲内で当法人へ勤務する場合には当法人正規職員同様の扱いとする。給与については在職時基本給の7割を基本給として勤務実績に応じて給与を支給する。

2 休職中の就労

休職期間中の法人におけるパート（アルバイト）就労は特例として認める。この場合、別途臨時職員雇用契約書を取り交わし詳細を取り決める。

3 年次有給休暇

年次有給休暇は休職時に停止し、復職となった時に休職前にあった日数を復活させる。復職後の年次有給休暇発生は就業規則に従う。

以上

【様式1号】

奨学生希望願書

医療法人恵和会

理事長 橘 紀之

私は、貴法人の奨学金を受給したく、医療法人恵和会看護職員奨学金貸与規程を了解のうえ、これに基づき、書類を添えて次の通り申請致します。

.....年.....月.....日

氏名.....印

住所〒.....

電話.....

携帯.....

1. 貸与希望期間

(.....年.....月.....日～.....年.....月.....日)

2. 本申請が承認された場合、契約書を取り交わします。

保証人 氏名.....申請者との続柄.....

住所〒.....

電話.....

携帯.....

【様式2号】

奨学金貸借契約書

医療法人恵和会を甲、借主 〃 を乙として、医療法人恵和会看護職員奨学金貸与規程（以下、規程とよぶ）に従い次のとおり奨学金貸借契約を締結した。

第1条 甲は、乙の奨学金として、以下の金額を毎月、契約期間に貸与する。

貸与契約期間 年 月 より 年 月

貸与金額 月額 円

②乙は、貸与月額の変更は規程の範囲で申請することができる。

第2条 医療法人恵和会看護職員奨学金貸与規程の主旨に鑑み、甲は乙の奨学資金として遅滞なく奨学貸付金等の貸与日は毎月月末(当日が土曜・休日にあたる場合はその前日)に奨学金を貸与し、乙は、勉学に励むことが、双方当事者としての責務である。

第3条 乙が規程第10条、第11条に該当する場合、貸与した奨学金をすみやかに一括返済しなければならない。

第4条 乙は資格取得後、諸事情により本人より退職の申し出があった場合には奨学貸付残高に貸付利息年2.5%を加算したものを一括返済するものとする。

第5条 本契約書に記載無き事項は規程による。本契約または規程に関わる疑義が生じた場合は、甲の法人運営会議の決済をうけ、甲・乙双方が誠意を持って協議する。

第6条 連帯保証人は、乙の本件責務につき乙と連帯して履行の責に任ずる。

この契約の成立を証するために本証書3通を作り、各自署名捺印のうえ、うち1通を所持する。（印紙は各自の負担とする）

年 月 日 甲 島根県大田市大田町大田イ860-3
貸主 医療法人恵和会
理事長 橋 紀之 印

乙 住 所
借 主 印

(連帯保証人) 住 所
氏 名 印

(連帯保証人) 住 所
氏 名 印

【様式3号】

医療法人恵和会看護職員奨学金貸与 振込口座届

私に支給される奨学金は以下の銀行口座に振込まれますよう、申し出ます。氏名 _____ 印																
学校名	_____ 科 _____ 学年															
現住所	〒 _____ _____ 電話番号 ()															
振込先	<table border="1"><tr><td>銀行・支店名</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>口座種別・番号</td><td>1.普通</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td></tr><tr><td>名義 (かた)</td><td colspan="4"></td></tr></table>	銀行・支店名					口座種別・番号	1.普通	名義 (かた)				
銀行・支店名																
口座種別・番号	1.普通												
名義 (かた)																

◆奨学生本人名義の銀行口座を指定してください。(山陰合同銀行本支店に限る)

【様式4号】

医療法人恵和会
理事長 橘 紀之 殿

奨学生辞退願

理 由

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

年 月 日

学校名

氏 名

印